

第 4 号様式（第31条関係）（昭48運令48・昭49運令34・昭50運令47・昭52運令26・平元運令24・平3運令33・平9運令83・平16国交令6・令2国交令98・一部改正）

船 舶 検 査 申 請 書

殿

年 月 日

申請者の氏名又は
は名称及び住所

下記の船舶について、 検査を受けたいので、船舶安全法施行規則第31条第1項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又は は名称及び住所					
船 種 及 び 船 名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号			
船籍港又は定係港		総 ト ン 数			
船 舶 の 長 さ		用 途			
船質		国際航海に従事する船舶であるかどうかの別		船舶安全法第8条の船舶であるかどうかの別	
航 行 区 域 (従業制限)					
最大搭載人員		旅客	船員	その他の乗船者	計
満載喫水線の位置		無線電信等の施設を要する船舶であるかどうかの別			
制 限 汽 圧		揚貨装置の制限荷重、制限角度及び制限半径			
検査を受けようとする期日		検査を受けようとする場所			
備 考					

- (注) 1 航行区域（従業制限）、最大搭載人員及び制限汽圧の欄には、はじめて定期検査を受ける場合又はすでに指定されたこれらの事項の変更を希望する場合は、申請者の希望するものを、すでに指定されたこれらの事項の変更を希望しない場合は、その旨を記載すること。
- 2 満載喫水線の位置の欄には、はじめて満載喫水線に関する検査を受ける場合又はすでに指定された満載喫水線の位置の変更を希望する場合は、計画夏期満載喫水（帆船にあつては計画海水満載喫水）及び計画最高区画満載喫水（国際航海に従事しようとする旅客船の場合に限る。）を、すでに指定された満載喫水線の位置の変更を希望しない場合は、その旨を記載すること。
- 3 木材満載喫水線の標示を希望する場合は、満載喫水線の位置の欄にその旨を記載すること。
- 4 揚貨装置の制限荷重、制限角度及び制限半径の欄には、はじめて揚貨装置に関する検査を受ける場合又はすでに指定を受けた事項の変更を希望する場合は、申請者の希望するものを、すでに指定された事項の変更を希望しない場合は、その旨を記載すること。
- 5 コンテナの材料試験又は荷重試験を受ける場合は、備考欄に当該コンテナの数をフラットラック型のものとその他の型のものにおいて記載すること。